

平成 28 年度 後期授業料(等)の延納手続きについて

大阪産業大学 教務課

- ・受付期間：平成 28 年 9 月 15 日(木)～10 月 17 日(月)
 - ・受付時間：月～金曜日：9 時～17 時、土曜日：9 時～12 時 30 分
 - ・受付窓口：教務課 学籍係（本館 1 階）
 - ・延納手続書類：

①『授業料(等)延納願』（様式第 10 号） ②『授業料(等)納入および除籍猶予願』（様式第 11 号）	}	※セットで提出ください。
---	---	--------------

※ ①と② 2 種類の書類に必要事項を記入・押印後、上記受付期間内に教務課に提出ください。
 - ・上記 2 種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限：
 - ①『授業料(等)延納願』により、平成 28 年 12 月 15 日(木)まで（2 ヶ月間）納入期限を延期できます。
※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
 - ②『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、平成 29 年 1 月 16 日(月)まで納入期限が猶予されます。
※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として 2,000 円が加算されますのでご注意ください。
 - ・延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項：
 - * 延納手続は、郵送での受付は行っておりませんので、必ず教務課窓口で直接提出ください。
 - * 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続書類は無効となります。
 - * ②の除籍猶予期限(平成 29 年 1 月 16 日(月))に納入しなければ、除籍(平成 28 年 9 月 21 日付)となります。
 - * 除籍になると、当該期間(通年科目を含む)の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
 - * 除籍確定後は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません(最短で次年度の 4 月)。
 - ・延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料の振込依頼書について：
 - * ①『授業料(等)延納願』手続により、新しい振込依頼書(納入期限:平成 28 年 12 月 15 日(木))を経理課から 10 月末頃に郵送いたします。
※お手元の振込依頼書(納入期限:平成 28 年 10 月 17 日(月))は使用できません。
 - * ①の延納手続期限(平成 28 年 12 月 15 日(木))までに納入確認ができない場合は、
②『授業料(等)納入および除籍猶予願』により除籍猶予願者として取り扱います。
その場合、改めて経理課から振込依頼書(納入期限:平成 29 年 1 月 16 日(月))を 12 月末頃に郵送いたします。
※お手元の振込依頼書(納入期限:平成 28 年 12 月 15 日(木))は使用できません。
また、除籍猶予手数料として 2,000 円が加算されています。
- ※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館 1 階経理課までご連絡ください。